

[花城清文議員 登壇]

○8番 花城清文君 それでは、質問をします。1点目、町長の方針について伺います。毎議会、『議会だより』というのを発行しています。その『議会だより』を見て疑問を持つ町民の声が聞かれます。そこで町長に質問します。(1)町長の報酬は県内類似町村長の中で一番高いです。そうすべきと判断したのは何なのでしょう。(2)町長の報酬は町民の税金で負担します。その町民に対してどういうふうに思われるかお答えください。

2点目、南部水道企業団のアドバイザー会議について伺います。私は町民に損失を押し付けるべきではないという考え方で質問します。(1)職員の給料について、条例・規則どおりの取扱いがなされていないため、アドバイザー会議が設置されました。その設置の法的根拠は何かお答えください。(2)給与の返還は、法的強制力があるのかどうか。

(3)町民の水道料金で給与の引き上げをしました。ですから、返還は当然です。その不適切を調査するため弁護士を入れた第三者委員会の設置を提言してはどうでしょうか。

(4)南部水道には町長の身内が働いております。その人も返還の対象になるのかどうかお答えください。

3点目、下水道に接続した場合、補助金を増額してはどうか伺います。工事は終わっているのに、その下水道に接続をしない町民もおられると思います。いろいろ理由があると思うので、下水道を普及させるための質問をします。(1)浄化槽を設置した個人住宅、それにアパートの集合住宅等の下水道の加入はどうでしょうか。(2)補助金を増額し、下水移動への加入を促進してはどうでしょうか伺います。

4点目、黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースへの照明器具の設置を伺います。まず、執行部の皆さんにお礼を申し上げます。それは平成26年3月議会でした。私が質問した陸上競技場トレーニング室へのクーラーの設置、トレーナー配置もされました。ありがとうございました。それで、匿名でハガキが届きましたので質問します。(1)マシンはタイマーを設置し、各個人の使用時間を制限してはどうか。(2)黄金森陸上競技場周辺のウォーキングコースは暗い、照明器具を増やして欲しいと町民の声があります。どうでしょうか、お答えください。以上、4点質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1つ目、町長の報酬についての(1)と(2)については、関連しますので一括してお答えします。特別職の給料の額を変更する場合は、特別職報酬等審議会条例員より、当該審議会の答申を受け、改正条例を議会に提案し、給料額が決定をされる仕組みであります。また、現行の給料月額についても、同規模自治体との比較から見ても妥当なものと考えています。現行の給料額は、平成12年度以降は変更がありません。

質問事項2つ目の南部水道企業団のアドバイザー会議を問う(1)についてお答えします。南部水道企業団が規定をする南部水道企業団水道事業運営アドバイザー会議設置要綱第5条第1項に基づく、いわゆる企業長の私的諮問機関の位置付けであります。(2)についてです。アドバイザー会議の提言については、給与の過払いについては地方自治法第236条に基づき起算日から5年に遡り返還請求ができます。支払不足額については、労働基準法第115条に基づき、起算日から2年に遡り支払する内容となっています。いずれも法的根拠に基づいてであります。(3)についてお答えします。アドバイザー会議では、南部水道企業団の顧問弁護士の意見もその都度参考にしながら、第三者的な視点で各提言を行いました。また、同会議からの提言については、すでに南部水道企業団議会においても報告をしております。現時点で新たな第三者委員会の設置は検討していないということでもあります。(4)についてお答えします。南部水道企業団からアドバイザー会議への提出資料に、各職員の記載についてはありませんので、個々人の内容については把握しておりません。

質問事項3つ目の下水道へ接続した場合、補助金を増額してはどうか(1)についてお答えします。下水道への接続率については、平成23年3月末で81.6パーセントとなっています。その内訳として、個人住宅、それにアパート等集合住宅の接続率については把握できておりませんが、過去3年間の平成26年度から28年度までの実績では、個人住宅で175件、うち合併浄化槽から接続が49件、単独浄化槽が125件、汲取り1件、アパート等では18件、うち合併浄化槽からの接続が8件、単独浄化槽から10件の合計193件、内訳としては合併浄化槽からの接続が57件29パーセント、単独浄化槽135件70パーセント、汲取り1件1パーセントとなっています。(2)についてです。下水道接続補助金については、接続する際の費用の一部を補助する制度ですが、財源は国の補助金(県からの交付金)が2分の1、町負担2分の1となっています。ご質問にあります補助金増額については、現在の補助額が適正な補助額だと認識しています。

質問事項4つ目の黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースへの照明器具の増設を問う(2)についてお答えします。目視でウォーキングコース周辺を確認したところ、園路等が樹木によって暗くなっている箇所が確認できましたのでさっそく剪定をいたしました。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 花城清文議員の質問事項4. 黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースに関するご質問にお答えします。(1)でございますが、トレーニング機器の使用時間につきましては、マナーとして約20分以内の目安があります。これまで室内への表示やトレーナーによる指導を行っております。今後ともトレーニング室の快適な利用向上に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁ありがとうございました。再質問からは1点目の町長報酬については町長独自の報酬ですから、町長でお答えいただきたいと思っています。町長の報酬ですが、西原町より3万6,000円、八重瀬町より3万2,000円、与那原町より6万1,000円、読谷村より3万4,000円それぞれ高いです。妥当と回答をいただきましたが、その高さが妥当なのですか、そういう認識をされておられるのですかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 特別職の報酬につきましては、先ほども副町長から答弁がございましたように、まず特別職報酬等審議会にかけます。条例を提案するときはその意見を聞いてから提案しなさいということになっていますので、そののちに条例を議会へ提案して、議会に承認をいただいて額は決定されるということでございますので、それは手続き上もそうであるし妥当であるということになると考えます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確か県の特別職の審議会と言うのか、町独自でやるのではなくて県から各市町村にその文書が届くと思う。それを受けてそれぞれの市町村で審議をされると思うが、それぞれの市町村が同じ文書で審議をされるのに、なぜ南風原が各市町村と違うのか。それは不思議でならない。先も申しましたように、その高い額というのが妥当だということですが、町民はそれにやはり疑問を持っています。もう一度お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 調査を行いました。昭和62年から議員がおっしゃられたような基準が示されております。1万3,000人規模の町村は、標準としてこれだけです、ということございまして、それを考慮しながらそれぞれの自治体が上乘せしたり減額したりということになると思います。本町の場合は、例えば昭和62年がこの基準に1.9パーセントを乗じましたとか、63年度は2万円上昇しましたとか、平成元年は2万5,000円を人口等考慮して県の上昇分は2万5,000円でしたけれどもこれに5,000円積み上げしましたというデータがございまして、おおむね県の基準と比較しても人口1万3,000人をモデルとした規模で基準は示されておりますので、それを考慮した額で特別職報酬の審議会、それか

ら議会へ上程されているということでございまして、他の自治体でもこの基準に合わせて自治体の状況で増減があつて議会で議決を得ているということだと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、南風原町より高い町村があるのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現在、町村では本町が高いということになっております。ただし、以前は本町より高い自治体がありましたが、それぞれ減額等があつたという情報でございまして。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 分かりました。では次にいきます。町長は、よく町民にお話をされるとき、町民優先という言葉を使われます。しかし、どうでしょうか。小学校のクーラーは南部で一番低い。中学校も15パーセントで低いです。また、29年度は、子どもたちの平和学習の予算も削られました。認可保育園の支援も減額されました。それに臨時職員も減になりました。それなのに、類似町村より高い。しかも今答弁にありました、沖縄で一番高い町だということです。町民優先ならば、当然ご自分の報酬減額を考えるべきだと思いますが、なぜそれはやらなかったのか。根拠があつたら教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 29年度の予算配分につきましては、これまでも申し上げてきましたがそれぞれの必要な部署にはきちっと予算は配分しているということでございます。保育園の町独自の支援につきましても、国の支援が本町よりあとになされたということで、本町が独自でやっていたものにやや追い付いてきた、しかしながらお且つ本町はやっていると、他の自治体に比較したらですね。そういったこともあることをご理解いただきたい。それから、やはり全体的な財政規模、人口等々、職員の7級制導入をしているとか、そういったトータルで考えて現在の報酬額になっているということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 事業の仕組みであるとか、予算の配分であるとか私も知っています。それは当然、町長の権限です。けれども、町民優先とお話をされておきながら、これだけ削ってくるのに、事業を縮小するのに、ご自分の給料は隣町村の中で一番高い。それはやはり町民が納得しないでしょう。何でという疑問が出てきます。そこをこれからのこともありますので、町政運営もどういうふうにやるのかということで町長の課題ですので、町長に今後の課題として問題提起をしておきます。

南部水道企業団のアドバイザー会議の質問です。まず事務的にアドバイザー会議というのが調査されていますので、その事務的なものを先に副町長から伺います。まず1点目ですが、南部水道は八重瀬町と南風原町で経営しています。町長は、全ての経営に責任があると思いますがどうでしょうか。お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 午前中の大城議員からの質問にもあったのですが、一部事務組合というのがございます。公営企業の一部事務組合が企業団と呼ばれるということでございます。通常の一部事務組合、いわゆる那覇・南風原環境施設組合とか東部消防組合、これは公営企業ではない組合でございますので、管理者・副管理者としてこの構成団体の市町村長がおります。公営企業法の中で、管理者をこの関係する自治体の長が指名すると、管理者を置くということになっておりまして、全権、この管理者が行うこととなっております。ただし、管理者を置かない公営企業の一部事務組合があれば、それはその関係している市町村長が行うとなっておりますので、そのことからするとやはり企業長がその組合の全てを掌握していると考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、町長の南部水道での役割とは何ですか。全く役割、権限はないのですか。企業長だけが持つものなのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。南部水道企業団の規約から第8条に企業団に理事会を置くということで、理事は関係町の長をもって充てるということがうたわれています。その役割については、企業団の業務の適切な運営を図ることが目的ということで、直接の企業団の業務執行管理については先ほどありましたように企業長を充てて、運営については企業長がそれを代表するというので、必要に応じて企業長が両理事に意見を聞く、具体的には議会開催前の議案の内容のチェックをしていただくというもので、実際の実務的

業務、決裁については一切両理事にありません。今のご質問の位置付けについては、規約でそのようになっています。これはアドバイザー会議の中でも実は議論がありまして、現行の制度上は両町長が実際の運営に係われない、その中で実際こういう不祥事、給与問題が発生したことからすると、東部消防あるいは環境施設組合、島尻清掃の形態でそれぞれの市町村長が直接経営運営に係われる体制が良いということで、提言書の中にはまとめませんでした。口頭では提言書提出の際、企業長にはその旨申入れをしています。これは今後の課題として今質問のありました市町村長の責任をとということであれば、やはりそこを見直す必要があるだろうと、それが先ではないかというふうにはアドバイザー会議の中では議論をしたところです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では次にいきます。議論がかみ合わないの次いきます。不適切な給料、昇給ですね。給料、期末手当、その上に退職金、共済金、負担があります。それはどうでしょうか。それから、その総額はいくらなのか。給料だけじゃない、期末手当だけじゃない、水道予算から出したこれらの額があるはず。その額をお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。未払い、過払いの額については、まだ企業団としては数字的には算出していないということでもあります。その理由は、先ほど午前中の同様な質疑に応えましたが、アドバイザー会議が2回に分けて提言書を提出したのですが、3月末の提言書については職員が同意をしてそれぞれの正しい給料額に辞令を交付して見直してスタートしたのですが、その時点で時間がなくて1点だけアドバイザー会議で審議ができなかった内容、これは4月以降に企業長の選任がなくて一時空白期間がありましたので、その新しい企業長が選任をされて改めて追加で給与の見直し分、いわゆる全職員がと言うのですか2号級から5号級までの全職員を一律上げた協定書がありました。その内容、勤務評定という理由で上げたようですが、この勤務評定とは何か見せてくださいと言ったら勤務評定がないのですね。勤務評定のない、職員組合が交渉の中で勝ち得たというそういう表現でしたが、これは説明としてはできないということでアドバイザー会議としてはこの1点の協定書については承諾できない戻すべきだと提言書をまとめました。これが職員と当局側で、一方は正当だ、一方は提言書に従うべきだということで折り合いがつかず、上部団体の組合の意見を聞きながら相談をしながら今調整中ということでそこまでは至っていないです。この未払い、過払い分について、本俸分はそうですが、超勤分あるいは年2回の一時金・ボーナスも反映しますのでその計算、あるいは共済関係の掛金、これも全て影響しますので、ボリューム的には非常に膨大な作業が発生します。そのへんのこと

を見てもやはり一日も早く再計算すべきだと提言書にまとめたのですが、いかんせん今言った交渉の折合いがつかないということで現状になっています。ということで、数字的にはまとまっていないということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 宿題が先送りするので、やはりその額がどうであると明らかにならないと町民への説明責任を果たせないと思います。そういった意味で早めにそれがいくらなのかを出してください。そして町民に説明してください。次にいきます。

参事昇給が今回の大きな問題だったかと思います。その昇任昇給には事例が必要だと思いますが、その事例を理事である町長の事前決裁は必要ないのですか。企業長だけでやってしまうのですか。予算がかかること、負担にかかわることですので、当然、理事である町長の決裁が事前に必要だと思います。それがなかったのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほど規約の中でお答えしましたように、企業団の運営については代表者ということですから企業長に全て権限があり、両理事・町長にはそういう決裁権がありませんので、今のご質問についてはなかったということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 何か非常に変な組織だな。町長の皆さんが組織を作ったわけでしょう。南部水道というのは、八重瀬と南風原が作っているのだから、そのトップである町長に全く決裁がないというのは非常に不思議でならない。そこから改めるべきであると思います。そこは指摘をしておきます。

それからもう1つ聞きますが、特別昇給をしたのが八重瀬町の職員だけだという声が聞こえます。それは事実でしょうかどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時06分）

再開（午後2時06分）

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。昇給というよりは、未払い、過払いの件なのですが、昇給した、しなかったという議論はアドバイザー会議では議論していません。八重瀬

の職員だけが昇給したのか逆だったのか、そういう内容の審議については、アドバイザー会議ではやっておりません。あくまでアドバイザー会議に審議を依頼されたのは、職員が採用されてから初任給決定位置付けがどうだったのか、あるいは規則に基づきいわゆる最低1年間の同級にいないと認められないところを、新聞報道では「飛び級」という表現があった内容ですとか、在職期間を満たさない、規則に基づかない昇給、あるいは級を1つ飛び越して2段飛びする、こういうのがあったといくつかマスコミ報道されてその事実関係を確認するためにアドバイザー会議では議論をしました。今ご質問の内容について、まずそういう問題はなかったということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 特別昇給したから昇格に出てくるわけでしょう。その対象者は、八重瀬町から来られる職員だけ、南風原町民はいなかったと話を聞いているがそれはどうでしたかということでした。それはどうですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。23名の職員がいて、個々の名前、該当者は誰かどうかというのは分からないのですが、今の内容が八重瀬あるいは南風原の職員に差があったかどうかという内容は明らかにはされておられません。ですから、今の件についてはあくまで、私が先に言いました飛び級なり在級を満たさない昇給というのは、こういう事例があったというのが示されて、それが誰なのかは分からないということなのですね。そこについては正すべきだということの提言を企業長には報告しました。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では次にいきます。もし、返還を命令したとき、職員が拒否したらどうなりますか。請求できますかどうでしょう。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これは提言書の中でも触れていますが、取り過ぎた分の返還については民法上が10年、不当取得と言うのですかね。しかし、地方自治法の言ういわゆる事務転用とか過去の判例からするとだいたい公務は5年というのが一般的でしたので、10年、5年の2つの議論がアドバイザー会議の中では5年まで遡って還付をできると、そして未払いについては労働基準法に2年と請求権としてあります。これは法律でちゃんと保証さ



れている権利ですから、本人が拒否するかしないかは別として強制的で、拒否すればそれぞれの手段で返してもらうというのは可能です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先も言いましたが、町民が損しないように町民の利益を保証するのが皆さん方の役割ですから、それはしっかり頭の中に置いておいてください。

それからもう1つ。辞令でもって参事に昇格させました。それを降格と言うのか、あるいは減給した場合、地方公務員法に抵触しないか。自分がやった過ちではない、企業長の辞令でもって参事に昇格した。それを降格されるとか減給されるとしたら、この人の身分というのがおかしくなる。そういったことで降格減給した場合に、地公法であるとか労基法、そういったものに抵触しないのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。まず企業長は特別職ですから給料表適用外の職員ですね。次長、課長、うちで言う係長クラス（班長）、主事、この標準職務表の7級の中に次長と課長が混在しているのですね。いわゆる完全な職階制度でありながら、身分的には給料的には次長と課長が同じ給料額をもらっていると、やはり責任の度合い、今の組織の在り方からしてこういう標準職務表の在り方についてはやはり見直すべきだということでアドバイザー会議では提言しました。それを受けて、企業長が判断したと思うのですが、アドバイザー会議ではあくまで標準職務表を規則で規定しているのをやはり議会にも明らかにすべきだということで、本町並みに条例で位置付けてやるべきという見直しの提言をしました。それを受けて企業長が判断をしてやったと思います。あとで聞いた話なのですが、本人の同意を得たという報告は聞きましたが、アドバイザー会議はあくまで提言をしたということでもあります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もちろん、任命権者がそれはやるべきですから、やった場合に地公法であるとか労基法であるとか職員の身分保障について抵触にならないかと思っていました。同意の上であるならば、結局は元の職員に戻った、給料も元に戻ったと解釈していいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。標準職務表の改正後、7級位置付けの課長が6級に変わりましたので、6級給料表に新たに位置付けをして、結果的には上位級から下がっているわけですから下がっているということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 回答で5年遡って返還するとあります。皆さんは、町民が出す水道料を1円でも無駄遣いすべきではない。町民の利益を守るのが皆さんの責任です。そういった面で、5年を遡ってやるとしたら、新聞では2000年から2015年と1994年か6年でしたか2つありましたが、いつからいつまでになるのか。そして、それ以前はどうするのか。町民はそのまま損を受ければいいのか。それはどう考えていますかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。アドバイザー会議としては、今年の4月1日と基準日を設けて、これから5年遡って還付をしていただくと、この4月から2年に遡って未払い分を払うということの提言をしております。それ以前は時効成立ですので、未払い・過払いの過ぎた分については権利消滅、法に基づいての事項が成立していると判断しています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それ以前は町民の負担、損をさせるということになるわけですね。法的にはそうなるかも知れないが、皆さんのアドバイザー会議も幕を下ろそうとしている。それを解決しないでとなるとやはり当然、町民から不満が出てきます。それを知っててください。

それから、町長ですが、先ほど南部水道の理事だという職だと伺いました。理事というのは経営に対して責任があります。全く何もない理事というのはいません。これだけ大きく町民に迷惑をかけ負担をさせた。それなのに町長は何も責任を感じないのですか。そのままなのですか、どうでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど穀議員にも申し上げたとおり、決裁権はやはり企業長です。私たち理事というのは、企業長を選任する際に推薦するのが務めでありませぬ。推薦して議会に諮るとというのが両理事の務めです。しかしながら、こういう問題が生

じたときにおいては、企業長に襟を正すように、職務を全うしてもらいたいと強く指摘をしたのが私たち理事であり、その中においてアドバイザー会議がでてきたものです。今回のいろいろな問題提起、私は赤嶺 勤企業長を選任させたということで、膿を出しきれいにされた実績は大きいものだと、むしろ結果として良い方向に結び付いたのではないかと考えております。ただ、職場においては企業長に、また課長の皆さん方に、両町民から不信感を持たれているからそれを払しょくするために一生懸命職務に専念することが一番大事だと申し入れているのが私の努めであります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 非常に残念です。町政の最高責任者である町長、そして南部水道の経営者の1人である。これだけ町民に迷惑をかけ損失を与えた、それなのに誰も責任を取らない。町長も理事であるが責任を取らない。それで町民は納得すると到底思えません。町長の考えですからそれはそれでいいですが、決して納得しない。この問題は必ずいろいろな面で出てくるでしょう。そのことを申し上げておきます。

それからもう1つは、アドバイザー会議で恣意的でないということがあります。けれども、規則を改正して昇給をしました。その規則改正というのが給料を上げるための改正なのでしょう。給料を上げる必要がなかったら規則改正はすることはなかった。なぜ恣意的でなかったとなるのか。アドバイザー会議で恣意的ではなかったという根拠は何でしょうか、教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。まず午前中も同様な質問に答えましたが、アドバイザー会議の中で歴代の企業長、次長、この給与の決裁をする総務課長、お一人だけが健康上の都合で辞退者がいましたが、他は全員、アドバイザー会議の求めに応じてくれました。このやり取りの中で一番感じたのは、この条例規則の解釈が十分できていなかったと本人たちも言っていましたが、どちらかと言うと現場に出る機会の多い職場と言うのですか、この条例規則については担当の事務を信頼して全て任せていたと、ですからこの担当者も給与法は毎年人事院勧告が出ると改正が非常に多い規則ではあるので、そこを担当者が十分理解しないまま、勘違いと言うのですか恣意性は全くなくて理解度が足りなかった、間違った解釈で昇給・昇格を起案した、その上司の皆さんもそれについて一人一人の位置付け、根拠について担当が起案したものについては正しいものだと決裁をしたということでした。これについては、個別に時間をずらして聞いていますので、おおむねほとんどの方々が同様の考えでした。それで地公法の27条、28条でしたか、分限、休職とか懲戒とか

その内容には該当しないということでアドバイザー会議の中では判断をして提言書をまとめました。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 副町長、私はその制度を知らなかったというのは信じません。新採用だったら分かりますよ。経験のない職員だったら。けれども、次長も課長もおられるのでしょ。この方は経験者なのでしょ。いずれにしても、特別職に対する任意者がいます、それをやった人がいます。なのに、分からなかった。だから、恣意的ではないとは言えないと思います。当たり前の仕事なのでしょ。それなのにこれで終わらせるというのが、理解したというのがおかしい。そうった面での町の考え方、皆さんの考え方、南部水道の考え方、全部ばらばら。それでは南部水道は、先ほどからある南風原は分かれて県の企業団にいったほうがいだろう、当然、町民の中にもそれはあります。その声がだんだん広がっていくでしょ。今の状態でしたらいくらまた町民が損するか分からない。それは早めに県の企業団に行ったほうが良いという声も出てきます。それは当然だということで皆さんにお伝えしておきます。

それから先も言いましたが、本当に南部水道は町民に迷惑をかけました、負担もかけました。それをやった職員がいます。確かに職員がいます。全てアドバイザー会議で幕を下ろす。それはとても町民が納得しません。失った信頼、町民が納得する確かな処理をぜひ考えてください。そうしないと南部水道企業団を町民は信頼しません。その大きな課題を皆さんは背負っていますので、今後しっかりやってください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今の件は、経過説明したあとの新聞でも同じような指摘を受けています。その時にも答えたのですが、あくまでもアドバイザー会議は、企業長の私的諮問機関で、自治法でいう百条委員会、権限を持った委員会ではないためにやはりこれは限界だったということなのです。アドバイザー会議にそこまで求められても、委員会そのものにこういう権限がありませんので、宣誓をしてもらったということでもなくて任意に来てもらったということです。これは同じような内容でしたので、またアドバイザー会議には私以外にもいますので、そういう性格だったというこは理解いただきたい。そこまで言われるのであれば、別の機関、別の機会ということにしかならないと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 あなたに怒っているわけではないの。アドバイザー会議が出された意見、報告は企業長も然り、理事である町長の皆さん、その皆さんがどうするかというのがこれからの課題でしょう。だから、しっかりしてくださいということなのです。あなたにどうこう言っているつもりはない。ただ、アドバイザー会議で幕を下ろそうとするから、町民が納得する、町民の利益を損じないよう町長の責任があります。首長の責任がある。それはどうぞしっかりやってくださいということです。かなり厳しい質問をしましたが、この件に関して質問を終わります。答弁ありがとうございました。

下水道の件ですが、確かに私も町の財政事情を考えると増額しなさいというのは気になります。けれども、せっかく管は敷設しているのに、そこに接続しないということがあります。実は私もその一人であるわけです。私事ですが、業者に見積もりを取りました。住宅が30万円あまり、そしてアパートが40万円あまり、合計で80万あまりの見積もりが出てきました。しかも町道まで管を敷設しています。わずか1メートルぐらいでしょう。合併浄化槽を持っていますから考えてしまう。80万円出しているのか、どうしようか、今迷っています。下水道に直結し、新鮮な水というのかな、水を蘇生させるための下水道というのは必要だと思うから、それをどういったかたちで敷いたらいいのか。管は合併浄化槽からつながれても耐用年数は同じです。だんだん耐用年数が迫ってきている。また、浄化槽に接続しないままでそういった面で非常に気になる場所ですから、しっかり何がいいのか検討してみてください。

それから、黄金森陸上競技場内のマシン。タイマー設置ができるマシンとできないマシンがあります。できないマシンについて、アドバイザーがいるので独り占めしないとありますが、独り占めがいるからそうして欲しい、皆が使えるようにして欲しいというハガキが来るわけですね。それをしっかり指導してください。

それからもう1つは、黄金森のウォーキングコースの照明。伐採したということですが、それでたぶん照明が変わったでしょう。それでももし照明が暗いということでしたら、次の機会に質問しますのでそれも心の中に留めて置いてください。いろいろと厳しい質問、お願いもしましたが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。